

【評価結果報告書】

川崎市こども家庭センター 一時保護所

実施機関：ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

対象事業所名	川崎市こども家庭センター 一時保護所
経営主体(法人等)	川崎市
対象サービス	児童相談所 一時保護所
設立年月日	平成23年4月
評価実施期間	平成30年8月 ～ 31年3月
評価項目	一時保護ガイドラインや関連法制度などをもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した評価基準

総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）

【施設の立地・特徴】

川崎市こども家庭センター 一時保護所は平成23年4月、定員40名として開設しました。一時保護所の運営は、入所期間が短期間、または虐待の深刻化などで長期間にわたること、子どもに年齢差や問題の違いがあること、入退所が頻繁であること等から計画的な運営が難しい場合がありますが、児童相談所と密接な連携を保ち、職員は一人一人の子どもの状況に応じた適切な援助を確保するよう日々努め、援助方針のもと養育・支援を行っています。

【特に優れていると思われる点】

1. 外出や学習等で子どもの生活に変化を持たせ、体験を通して心の安定化を図るよう取り組んでいます

子どもたちは職員と近隣の公園に出かけたり、交通機関を利用してテーマパークや科学館、カラオケに出かけ、気分転換を図っています。日常生活では心理職員と担当職員が散歩に同行し、子どもと会話をしながら気持ちを受け止め、不安が軽減されるように配慮しています。所内行事では、サマーフェスタやハローウィン、おたのしみ会など、季節を感じる行事を実施し生活に変化を持たせています。入所が長期化している子どもは、担当職員や児童相談所児童心理司が映画鑑賞などに誘い、子どもの心の安定化に努めています。また、演劇鑑賞や屋内遊戯施設等、数々の招待行事にも積極的に参加し、子どもたちは感謝の気持ちを伝えています。

学習面では、学習専門指導員とのプリント学習が主となっていますが、子どもが興味を持ってそうな学習を取り入れ、英語で歌を歌ったり、ことわざ教材に取り組み、後ろ向きの気持ちを持っている子どもや、苦手意識のある子どもも、様々な学習を通して自信を持つようになっていきます。また、管理栄養士が毎月食育を行い、さんまの食べ方や玄米と白米の違いを伝えたり、さつまいもをふかして食べるなど、様々な体験を通して子どもが喜びを味わえるよう工夫しています。

2. 子どもへの支援や対応の見直しなど改善に取り組んでいます

昨年度より、養育・支援の質の向上を図るため、一時保護所の人材育成や喫緊の課題を検討する保護所運営会議を設置しました。この運営会議を基に、保護所係会議を開催する仕組みを作り、職員間で子どもへの支援や対応への見直し、各種マニュアルの整備など改善を図っています。会議で見直したことは職員へ周知・徹底し支援に活かしています。また、5区市（神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市）で行う子どもの権利擁護に関する研修や国立武蔵野学院の現地研修、市内の一時保護所研修では事例を基にケース検討や情報交換を実施しています。参加した職員は係会議で報告を行って職員間で情報を共有し、子どもへの支援や対応の見直しに活かし、改善に取り組んでいます。

3. 児童福祉司・児童心理司等と子どもの支援に必要な情報共有を迅速に行っています

一時保護所職員は同一建物内の児童福祉司や児童心理司とは追加確認が必要な場合に、必要な情報を求められる体制にあり、情報共有を迅速に行っています。中部・北部の児童福祉司とは電話やメールで確認し、連携を図っています。子どもの入所時は担当者会議を行い、一時保護所担当職員、児童福祉司、児童心理司等と入所児童の情報交換や、医師からの診断結果の報告を行い、支援等について連携を図っています。また、子どもの入退所や入所中の支援などについても児童福祉司を通して精神科医、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士との連携が図られています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 学習権の保障に積極的に取り組むことが期待されます

高校生は単位取得のため在籍校に通うことがあります。在籍校との連携は難しい状況があり、一時保護所内での学習は学習専門指導員とのプリント学習が主となっています。入所理由も様々である子どもの一時保護が長期化する中、子どもの学習については、一時保護ガイドラインに沿い、どのような学習を展開することが有効かを在籍校と協議したり、取り組むべき学習内容や教材などを在籍校から送付してもらうなど、在籍校や担任との連携を図り、子どもの就学機会を確保するなど、学習権の保障に積極的に取り組むことが期待されます。

2. 子どもの権利擁護のための仕組みの整備が求められます

子どもが意見表明できる取り組みとして「職員への相談やこども会議・ホームルームで意見が言えること、意見箱への投稿等」がありますが、第三者委員など複数の相手への相談方法や子どもの権利が侵害された場合の解決方法は説明されていません。早急に、第三者委員の設置と権利侵害の際の届出・不服申し立ての方法について、子どもの年齢や理解に応じた説明をするとともに、連絡先や方法を明記した冊子等の作成に取り組むことが求められます。

3. 個別性が尊重され、個室対応を基本とする職員配置や環境整備を行うことが求められます

現在は建物の構造上の制約で、必要な子どもに対し個室が不足している環境です。一時保護が必要な子どもが安心感をもち、一人一人の子ども状況に応じた適切な支援が受けられるよう、プライバシーに配慮した居室空間を確保し、落ち着いて生活できる環境の整備が望まれます。また、個別化された丁寧なケアを行うために、個別対応の職員配置についても工夫・検討することが求められます。

4. 職員の各職種の役割や権限、責任の明確化と適切な職員体制の構築が期待されます

一時保護所での養育・支援に直接関わる職員、心理職員、看護師、栄養士、学習専門指導員、外部委託の栄養士等はそれぞれ役割に必要な資格を有し役割を担っていますが、各職種の役割や権限、責任について明文化されていません。期待する職員像を基に、それぞれの役割や権限、責任について見直し、明確にしたうえで、支援に必要な専門知識や技術を持つ職員をスーパーバイザーとして適正配置し、適切な職員体制を構築することが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

I 子ども本位の養育・ 支援

- ・入所時に職員は「一時保護所のしおり」に記載された権利「こころと体の健康が守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、プライバシーが守られる権利、意見を言う権利」について子どもにわかりやすく説明しています。特に幼児にはしおりでは理解しにくいので、職員が絵や記号などを示して口頭で説明しています。また、子どもの年齢や理解度によって伝え方を工夫しています。
- ・子どもが意見や要望を適切に表明できるよう、職員は入所のしおりを使用し、入所時や個別面接の際に、「生活の中で困ったことがあるときは職員に伝えること、ホームルーム用紙や意見箱に意見を入れることができること、こども会議で話し合えること」を伝えています。

- 子どもの意見を尊重し質の向上を図る取り組みが行われ、意見が反映された事例があります。職員が子どもの意見を集約し検討した後は、子どもにフィードバックするなど、対応方法を明確にすることが望まれます。
- 子どもの権利が侵害された時の解決方法として、第三者委員の設置や権利侵害の際の届出、不服申立ての方法について、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意する等、権利擁護の取り組みが期待されます。
- 一時保護開始時に一時保護の理由や目的について、児童福祉司が子どもに説明し理解を得るようにしています。夜間、緊急保護の子どもは警察官から説明を受けていますが、子ども自身の受け止めの確認を行うためにも一時保護所の職員が説明しています。入所時間帯が遅い場合は、日中にオリエンテーションを行い、丁寧に説明しています。
- 一時保護解除については、担当者会議やアセスメント会議で話し合い、子どもの状況や年齢に応じて、解除について子どもに伝える時期を決め、個々に対応しています。一時保護解除に向けて担当職員は子どもが安心して復帰後の生活が送れるよう行動観察記録からの情報を児童福祉司に伝え、保護者との関わりに役立ててもらおうよう配慮しています。
- 退所時には子どもがSOSを出せるように、保育園、幼稚園、学校の職員や近くの大人へ相談することを口頭で伝えています。学校から配布されるSOSカードを持参している子どももいますが、フリーダイヤルで相談できること、ダイヤルの使い方等、年齢に応じて退所児童に説明することが望まれます。
- 外出、通信、面会、行動等に関する制限については個々に応じて判定会議で判断し、結果を記録しています。理由や経過は業務日誌や面接・面会記録、行動観察記録などに記載しています。
- 新任職員は被措置児童等虐待防止の研修を受講し、子どもへの対応方法を学んでいます。業務マニュアルには被措置児童等虐待の防止について記載はありますが、全職員に向けた研修等、被措置児童等虐待防止のための取り組みが望まれます。
- 職員は子どもの行動をよく観察し、職員間の情報を共有して権利侵害の防止に努めています。子ども同士の暴力防止や性的な問題への防止のために、子どもの入浴を個別にし、トイレの使用についても極力一人ずつ行うよう対応しています。
- 外国籍の子どもが入所した場合は、慣習や宗教を尊重し対応しています。子どもがからかわれたりした場合は職員がほかの子どもに慣習や宗教を尊重することを説明し、理解するようにしています。宗教の違いで食べられない食物があったり、お祈りの希望があった場合もそれぞれ尊重し対応しています。
- 性的なアイデンティティへの配慮についてあらかじめ検討し、業務マニュアル等に明文化することが期待されます。
- 業務マニュアルや入所のしおりに、子どもの権利について記載していますが、職員の子どものプライバシーへの配慮すべき事項についての記載がありません。どの職員も適切な対応を行うことができるよう、職員意識の確認等、研修が望まれます。

	<ul style="list-style-type: none"> 職員は常に子どもを見守り、健康状態の把握に努めています。緊急対応マニュアル・食物アレルギー対応マニュアルを整備し、事故や健康面での安全確保に向けた体制の確保に努めています。 こども会議やホームルームで、子どもが自分の思いを自ら表現できたことを職員が受け止め、自己肯定感を育み、「一人一人が大切な存在である」ことを伝えていきます。個々の子どもには日常生活の中で、子ども同士の関わりの様子から、それぞれを認め「手をつないであげるんだ。やさしいね」と伝えたり、日記の内容を受け止め、言葉や行動で「あなたのことが大切であること」を伝えていきます。また、振り返りを行う機会に「あなたを大切に思っている」と職員が言葉で伝えていきます。 子どもからの生活歴の聴き取りは、一時保護した直後に、児童福祉司、児童心理司、担当職員間で検討して役割分担を決め、基本的には児童福祉司が行っています。担当職員が行う場合は、子どものペースで自らの話を受け止めて聞いています。警察からの事情聴取、現場検証等は児童福祉司が行い、担当職員も関わる協同面接時も、子どもの保護所での言動を的確に情報伝達するなど配慮しています。
<p>Ⅱ 一時保護の環境及び 体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所は子どもの年齢に応じ、幼児室と学童男子と女子の居室を別に設けています。定員を超えた受け入れは、急遽対応していますが、幼児室や静養室、夜間の緊急時は居室以外でも対応せざるを得ない場合があります。必要な一時保護に対応できるよう居室空間の確保が求められます。 一時保護所は現在、個室が不足しており、1部屋を複数の子どもが使用し、つい立やカーテンで対応していますが、プライバシーへの配慮や安全面は十分とは言えません。構造上個室の確保は難しい状況ですが、プライバシーに配慮した居室空間について工夫・検討することが望まれます。 日中、個別対応が必要な子どもには1日45分の職員との個別の遊びや運動が選択できるよう対応していますが、個室対応を基本とする職員配置とはなっていません。子ども一人一人の状況に合わせた個別的な対応が十分できるよう職員配置を行うことが望まれます。 居室とは階を隔てて学習室が2部屋あり、子どもは日課の中で学習専門指導員と学習しています。 学齢男女それぞれの食堂（リビング）にテーブルがあり、数人で食事をしたりテレビの視聴や読書ができます。家庭的な環境となるよう整備し、くつろげる空間の確保が望まれます。 2階子どもの居室等、生活空間の窓は曇りガラスで、転落や飛び降り防止のため、限られた部分のみ開閉できるようになっています。できる限り家庭的な開放的環境を確保し、閉鎖感がないような環境整備が望まれます。 子どもの集団の中での個別の言動を日々パソコンに入力し、副所長（一時保護所の管理者）は子どもの生活行動について、個別性を理解しています。情報の記録は、朝夕のシフトごとに職員間で申し送りを行い、養育・支援に活かしています。 副所長は一時保護受入れの可否判断や事故発生時や職員の不適切な対応があった場合、子どもの無断外出があり警察に捜索依頼をする場合などに指示を出しリー

ダーシップを発揮しています。

- 社会福祉職（児童指導員）、保育士、嘱託医、心理職員、看護師、栄養士等、基準となる職員を配置しています。精神疾患の子どもの増加や入所中は通学できない状況の中にあって、個別対応職員の配置等一時保護所として適切な職員体制の確保が望まれます。
- 職員は新任研修で面接技法を受講しています。また、職員は川崎市こども未来局の研修方針のもとに研修を受講しています。
- 入所時に子ども一人一人の担当職員を決め、子どもの毎日の情報は、担当職員に限らず対応した職員が業務日誌に記録しています。担当職員は児童福祉司や児童心理司に必要な応じて相談し、情報を共有しています。
- 業務マニュアルに個人情報の取り扱いについて記載し、川崎市職員として入職時に個人情報保護についての研修を受講しています。年1回、所内会議でも個人情報保護の観点から記録の取り方について弁護士による研修を受け職員に周知しています。
- 毎年、保育士、社会福祉職、専門職等の職員はキャリアシート、キャリアラダー等に目標設定を記載し、達成の状況を確認しています。個々の職員の育成プランシートには受講させたい研修などを記載して専門性の向上を図り計画的に職員の人材育成を行っています。
- 係会議を月2回開催し、児童の状況報告をはじめ、ヒヤリハット報告や各業務担当職員からの報告を行い、職員間で情報を共有しています。会議に出席できない職員は会議録で確認しています。
- 担当職員が順番にシフト表を作成し、副所長、係長が職員の就業状況や健康状態を確認し、働きやすい環境づくりを目指しています。一方で入所児童の増加により残業、超過勤務があり、計画的な休暇の取得が難しいことや管理職は必要に迫られ夜間、休日、深夜等、時間外労働が多くなっています。労務管理体制について検討することが期待されます。
- 子どもの治療的ケアに関して、職員が医師と連絡を取りたい場合は児童福祉司に提案しています。児童福祉司が中心となって調整し、児童相談所精神科医師や地域医療機関との連携を図っています。情報は児童相談所進行管理システムに記録し、必要に応じて医師からの助言や記録を基にケアについて話し合う体制があります。
- 警察との連携では、面接前に担当職員は児童福祉司、児童心理司と事前協議を行い、子どもの日常の様子や発達状況等について説明し、面接が長時間にならないよう警察と確認しています。
- 子どもが施設や里親へ移動する場合は、主に児童福祉司が担当していますが、職員は移動前に施設見学に同行して、子どもが安心感を持てるように配慮しています。施設や里親には入所中の子どもの状況を伝え、連携できるように関係づくりを行っています。

Ⅲ

一時保護所の運営

- ・一時保護所の基本的な考え方を業務マニュアルに定めています。業務マニュアルはいつでも見ることができるよう事務所に保管しています。
- ・一時保護所ガイドラインの目的等を取り入れ、一時保護所の理念・基本方針を分かりやすく明示し、全職員に周知することが望めます。
- ・一時保護ガイドラインの理念等の実現に向けて、業務マニュアルを基に研修するなど、全職員で取り組むことが求められます。
- ・行事年間計画は係会議で策定していますが、一時保護所としての事業計画は策定していません。中長期計画の実現に向けて、保護所としての目標・課題を設定し、計画的に取り組んでいくための事業計画の策定が望めます。
- ・一時保護において個室で過ごす児童は行動が制限され、ほかの子どもたちの行動の自由も安全面等から制限されています。一時保護ガイドラインをもとに、個別化されたケアについて、自由な行動や外出を必要以上に制限していないかを職員間で話し合うことが期待されます。
- ・生活面のケアでは、子どもに応じて基本的な生活習慣が身につくよう、排泄リズムを把握してのトイレトレーニング、衣類の着脱、食事マナー等を支援しています。高齢児でも基本的な生活習慣が身についていない場合は、日課の中で生活リズムを整えられるよう支援しています。
- ・心理的ケアは児童心理司・一時保護所心理職員が行っています。職員は、日常の中で子どもが安心感を持てるよう穏やかに声掛けを行っています。
- ・日課は、個別児童と集団学童・幼児の3通りを作成しています。日課は、子どもの様子や発達、体調等により、また、季節に応じ、柔軟に変更しています。
- ・入浴時間は、午前中か午後早い時間帯に設定していますが、子ども本位に検討し、できるだけ一般家庭の入浴時間に沿うようにしていくことが望めます。
- ・レクリエーションに関しては、コミックやDVD、CDは、子どもの希望を聞きながら揃え、使用時間を決めています。テレビモニターを18台程度用意し、児童が部屋でゲームを行ったりDVDを観賞できるように貸し出しています。ボードゲームや電子ゲーム、ピアノ、幼児用のおもちゃを用意しています。
- ・月1回、作業療法士の協力で、巧技台やマットを使った運動を行うなど、年齢、発達に応じた運動を取り入れています。
- ・食事は外注で、1週間分の献立をリビング・廊下に掲示しています。幼児室には、ひらがなの献立表も貼り出しています。栄養バランスについては、業者の栄養士が作成した献立を一時保護所の管理栄養士がチェックし、献立の調整を行っています。管理栄養士は、食事時間に子どもの様子を観察して好き嫌いを把握し、献立に入れてほしいものを業者に依頼しています。
- ・子どもの嗜好調査は、毎週日曜日のホームルームに、「今食べたいもの」を書いてもらい、把握に努めています。日曜日の午前おやつは、子どもの希望したおやつや飲み物を提供するようにしています。月1回、ケーキの日を設けたり、行事には特別食を提供しています。

- アレルギー食提供時には、厨房職員同士でのチェック、厨房職員から受け取る際の一時保護所職員とのチェック、保護所職員同士でのチェック、間違いのないよう複数回チェックをしています。
- 個別の子どもは個室で食事を摂っており、温かい雰囲気のもとでの食事とは言えません。楽しい雰囲気で提供されるよう配慮することが望まれます。
- 主食とみそ汁は暖かく提供されていますが、副食は調理時間の関係で冷めてしまうこともあります。保温庫の利用等の工夫が期待されます。
- 洗濯は毎日行い、ガス乾燥機を使い、清潔を保っています。汚れ物が出た場合は随時洗濯しています。肌着や靴下は、持参した私物を使う時もあります。肌着の支給はできるところから始めています。肌着は、全員に対して新しいものを支給することが求められます。
- 季節ごとに担当者が衣替えをし、適切な衣服の貸与に努め、子どもたちに衣生活の習慣がつくように、着方やたたみ方を指導しています。
- 子どもの入所時に、私物の下着や靴下を使用することもあります。上着など衣服にこだわりがある場合や、体格が大柄で一時保護所で合う服が用意できない場合は、あまり派手でなければ私物を使うこともできます。
- 学齢児は、起床は7時、就寝は21時20分を基本としています。中学生や高校生は、テスト勉強があるときは就寝時間を遅くするなどの配慮をしています。幼児は、起床は6時30分、就寝を20時30分、12時30分から14時30分間までを午睡とし、午睡時・就寝時は室内を遮光カーテンで暗めにし、眠る環境を整えています。
- 常勤小児精神科医1名、常勤精神科医1名、非常勤児童精神科医1名が配属され、児童福祉司が診察依頼した児童について見立てが行われ、子どもの指導に生かしています。看護師は子どもの視診に回るなど、直接の健康管理への対応はできていません。看護師業務を見直し、子どもの健康について他職員との連携を図っていくことが求められます。
- 看護師は職員から子どもの受診に関する相談は受けていますが、服薬管理等の業務多忙のため、子どもの視診に回るなど、直接の健康管理への対応はできていません。看護師業務を見直し、子どもの健康について他職員との連携を図っていくことが求められます。
- 子どもは通学制限を受けており、子どもの学習について在籍校と協議をするまでには至っていません。在籍校と連携を図り、子どもの学習支援が実施できるよう体制整備が求められます。
- 小学生から高校生を対象として、学習専門指導員の指導のもと、午前中は学習室で集団対応児童が個別のプリントに取り組み、午後は学習室や居室で個別対応の子どもの学習支援を行っています。学力に課題がある子どもが多く、個別指導で学力が伸び、自信がついてくる子どももいます。
- 月1回、運動プログラムを実施するほか、水曜日には英語を学び、随時歌を歌ったり、読みきかせ、四字熟語やことわざの時間を設けるなど、学習に変化を持た

せています。

- ・「幼児保育のポイント」を作成し、対応の基本をまとめています。保育所保育指針を、保育士は学んでいますが、全職員が理解するまでには至っていません。指針も定期的に改定されるので、幼児の支援にあたる全職員で読み合わせるなど、理解を深め、指針を基本として幼児の特性や発達過程を理解し、対応していくことが期待されます。
- ・家族との面会については児童福祉司が対応しています。面会の様子は直接福祉司に聞きくほか、児童福祉司からの依頼で、面会後の子どもの様子を観察し、気になることを伝えていきます。子どもが家族について毎日の日記に書いてくることもあり、子どもの意向を福祉司に伝え、面会時の様子や家族に関する情報を関係者間で共有しています。
- ・特別なケアの実施に向け、性事故対応マニュアルを整備しています。「1. 性に関する考え方（生活のルールやプライベートゾーン、身を守るための意思表示、他者との距離感等）」と、2. 性的事故が発生したら」を定め、性的事案発生時には、児童福祉司、児童心理司、保健師と適宜協議することになっています。また、心理的ケアが子どもの課題解決に必要な場合は、児童福祉司や児童心理司に面談を依頼し、子どもは箱庭療法やプレイセラピーなどの心理ケアを受けています。
- ・問題行動が起きた場合は、児童相談所相談調整係長（SV）に報告し、児童相談所が関係児童に事実確認をするとともに、保護者に連絡をし、児童福祉司、児童心理司が当該児童を指導しています。性的問題行動が起きた場合の適切な対応として、被害を訴えた児童を分離できる設備と職員体制の整備を早急に行うことが求められます。
- ・被虐待児を受け入れる場合は、一時保護所だけでは、十分な治療的ケアの提供はできていません。個室の整備や職員体制を確保したうえで、医師、児童相談所、関係機関と連携し、適切な対応が行われることが期待されます。
- ・身体障がい児や中度・重度の知的障害児についての物的環境整備や職員の介助技術が十分でなく、受け入れは困難な状況にあります。
- ・軽度知的障害児や、発達障がい児は、保育園や療育センターの勤務経験のある職員が、経験を活かして支援をしています。
- ・常勤児童精神科医や非常勤小児科医がから、適切な助言を得ることができます。更生相談所の作業療法士や理学療法士から、食具やマッサージなどの助言を受け、取り入れています。
- ・緊急時対応マニュアルに「無断外出への対応」や「重大な触法行為を起こした児童の入所」を定めています。無断外出に至らないように、児童福祉司や児童心理司から情報提供を受け、職員が行動観察を行い、他職種と連携して対応するほか、児童精神科医からの助言を受けています。重大な触法行為を起こした児童の入所場合は児童相談所と連携して個別対応をすることとしていますが、建物上の制限で、落ち着いた個室の確保が困難であり、職員配置などは十分でなく、対応が難しい現状があります。

- 食物アレルギーについては、家庭、保育園、在籍校から情報を得て、主治医の意見書をもとに除去食を提供しています。家庭からの情報を得ることが難しいケースも多く、子どもからの聞き取りも情報の一つとなっています。
- 緊急災害時対応マニュアルを整備し、緊急時対応の手順を定めています。幼児フロアは3階なので、歩けない場合は負ぶっての避難となり、入所している子どもの発達にもよりますが、避難対応に課題があります。
- 身近な親族が亡くなった場合は、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が相談するほか、児童精神科医に相談しながら対応しています。
- 職員が一貫した支援が出来るように、一時保護の基本的な考え方や業務手順を定めた業務マニュアルを作成し、事務所に設置しています。職員は必要に応じて確認することが出来ます。
- マニュアルの内容に関する業務は2名の業務担当者が行っています。所内で事故が起こった場合は、要因や改善点を副所長、係長、運営会議のメンバーで話し合い、係会議で検討の上、マニュアルの改訂を行っています。改訂したマニュアルは職員全体で共有し周知できる体制が望まれます。
- 職員、非常勤職員は毎年度末に「保護所権利擁護確認シート」に沿って自己評価を行っています。また、年1回、人事評価を行い達成度の自己申告を基に、副所長や係長からの助言を得ています。

IV 一時保護所における 子どもへのケア・ア セスメント

- 入所時は児童福祉司からの情報や一時保護連絡票により、子どもの家庭状況について把握していますが、児童相談所進行管理システムでの情報共有が限られているため、子どもの状況の確認は十分ではありません。保護開始にあたり迅速な情報の把握が望まれます。また、一時保護は集団生活となるため健康状態に問題がないことを入所時に確認することが望まれます。
- 子どもや家族等の面接での社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所職員の観察を基にアセスメント会議を行っています。また、子どもが問題行動を表出した場合には子どもの背景を検討し、職員は児童福祉司や児童心理司とチームで情報を共有し対応しています。
- 職員は子どもとの関わりの中で子どもの気持ちを理解し、遊びの様子から家族像をどのように捉えているのかを観察しています。言葉ではうまく自分の気持ちや考えを表現できない子どもには、心理職員がプレイセラピーを実施して担当職員に情報を伝えています。
- 担当者会議やアセスメント会議では行動観察記録を基に情報を共有し、子どもの状況を把握し援助方針を検討しています。担当者会議での内容を基にアセスメント会議を経て児童相談所が行う判定会議で、援助方針（決定や変更）を定めています。
- アセスメント会議で策定された援助方針は所内会議で決定し、個別のケアを基本とする支援方針に基づいて支援が行われています。
- 個別対応が必要な場合は、担当者会議で内容を検討し、個別対応プログラムを作成しています。

	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもに関する面会や電話、手紙等への対応は判定会議の結果を反映した援助方針に沿って行われています。 • 保健師や看護師、医師からの情報を得て、児童福祉司や児童心理司、担当職員で情報を共有し、担当者会議やアセスメント会議を入所後2週間,4週間,8週間を目安に開催して、方向性、援助方針を検討していますが、入所中の個別援助方針の見直し時期や手順等は定めていません。児童福祉司との調整等を行い、援助方針の見直しを定期的に行うことが望まれます。 • 担当職員は生活場面で子どもの遊びや学習、食事などの様子を観察しています。また、子どもとの関わりの中で話を聞いたり、必要に応じて面談を行っています。 • 入所後、担当者会議で、子どもの行動観察結果や聴取した子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景等を話し合い、情報共有や今後の方向性について検討しています。 • 一時保護所として原則週1回の観察会議を実施し、個別援助方針の確認や行動診断を行い、記録に留めることが期待されます。
<p>V 一時保護の開始及び解除手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護開始にあたり入所前健診は、基本的に行っていません。健康上、問題が見られたり、虐待ケースで受診が必要な場合は、入所前に児童福祉司などが対応しています。身体状況やケガ、傷、アレルギーについての情報を得ています。ケガ等がある場合は、小児科や大学病院を受診し、結果を児童相談所から引き継いでいます。 • タオル、歯ブラシ、コップなどの日用品・寝具は、初日に貸与していますが、どの職員もわかるように、支給する日用品等をリストアップしておくことが期待されます。 • 衣類は、リネン室に一覧を作成して保管しています。子どもに貸与する衣類にはすべて違った色の糸を付けて他の子どもが利用しているものと区別しています。 • 業務マニュアルに、「所持品の保管・返還」について定めています。一時保護所のしおりに、持ってきた荷物は預かることを明記していますが、具体的な例示はありません。預かったものは、私物一覧表を作成し、子どもと確認しています。貴重品（財布・通帳・鍵）と現金は金庫に入れてあります。現金は、入所時に確認し管理しています。 • 子どもの気持ちが落ち着くまで、気に入ったぬいぐるみやアイドルの写真集などは持ち込めますが、紛失やトラブルのもとになることを未然に防ぐため、集団対応になるまでとしています。個別対応の子どもは、参考書や文房具などの個室への持ち込みは可能となっています。 • 一時保護の継続判断を行うために子どもの生活場면을観察し、児童福祉司に生活ぶりを伝えたり、日記の内容からも気持ちの読み取りに努め、伝えていきます。家庭の状況や親子関係、子どもの言動や感情の変化、保護者面談後の一時保護所での様子、帰宅願望などの情報を児童相談所に提供しています。 • 家庭復帰に向けた検討を十分行ったうえで、アセスメント会議で里親委託や施設入所が決定した場合は、児童福祉司が担当職員や里親と、行動観察票、看護記録をもとに引き継ぎを行っています。カンファレンスには一時保護所職員が参加す

ることもあります。

- 子どもの所有物の返還時は、預かった物品を子どもと一緒に私物一覧表と照らし合わせて返還していますが、保護者や子どもから、受領したことがわかる書類は作成していません。確実に返還したことがわかるよう、複写式の受領証等の発行・徴収が望まれます。
- 一時保護中の子どもの死亡等の場合の遺留物の返還については、業務マニュアルに定めています。

事業者コメント

川崎市こども家庭センター（川崎市中央児童相談所）

川崎市では、平成29年度に第三者評価受審に係る国庫補助が創設されたことを受け、子どもの立場に立った保護や支援の質の確保及び向上を図るため第三者評価を受審することとし、一時保護所運営等の改善に取り組むこととしました。初年度となる平成30年度は中央児童相談所であるこども家庭センター一時保護所が受審しました。

早急な改善点として、児童が人権擁護の観点から第三者へ訴えができるような取り組みの必要性の指摘を受けました。児童福祉司や児童心理司のみでなく新たに配属した弁護士の相談ができることを周知徹底することや、児童の年齢や理解に応じた説明の充実を推進するとともに、第三者機関への相談体制を整えていけるよう関係機関と調整を図りたいと考えます。

ハード面では個室が足りなく一部屋をカーテンで仕切り相部屋とする等プライバシーが守られていない、また、リビング等を活用し家庭的な雰囲気やリラックスできる環境提供ができていない等の指摘をいただき、改めて課題として認識しました。構造上の課題はありますが、安心して生活できるよう温かい生活空間を提供できるよう改善してまいります。

一方、ソフト面では子ども達が安定して生活できるように所外活動や年中行事等を工夫し充実させていることや、保護所職員と児童福祉司や児童心理司との連携が適時適切に行われ子どもを中心に支援が展開していることが評価されました。今まで試行錯誤しながら実施してきた職員間の情報共有のしくみが機能していることや外部講師を迎えた研修や神奈川県内児童相談所保護所との情報共有による研修等を実施し、職員の意識向上に努めてきた成果であると考えます。

また、発達障害や向精神薬を服用するなど個別対応が必要な児童が増加していることへの対応として、個々の状況に合わせた丁寧なケアが必要となることから、現在の職員体制に加えて個別対応職員やスーパーバイザーの配置の工夫について指摘がありました。

今後も、子どもの命を守る最後の受け皿としての一時保護所の役割を果たしながら、虐待などで心身ともに傷ついた子どもたちが安心して健やかに生活する場となるよう、環境を整備するとともに、職員が子どもの立場に立ち自らの気づきを大切に、創意工夫する姿勢を大事にしていく風土づくりの必要性を再確認しました。

さらに、改善点としてご指摘いただいた人権擁護の学習権の保障については、児童福祉司とともに在籍校と連携した対応の充実を図るなど、子どもの権利擁護のために、運営改善に努めていきたいと考えております。